

# 兵庫県公報

平成21年 1月13日 火曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 行財政構造改革審議会規則（新行政課）	1

## 公布された法令のあらまし

### ●行財政構造改革審議会規則（規則第2号）

行財政構造改革の推進に関する事項の調査審議を行うために設置した行財政構造改革審議会の組織及び運営に関して必要な事項を定めることとした。

## 規 則

行財政構造改革審議会規則をここに公布する。

平成21年 1月13日

兵庫県知事 井戸敏三

### 兵庫県規則第2号

#### 行財政構造改革審議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、行財政構造改革の推進に関する条例（平成20年兵庫県条例第43号）第12条の規定に基づき、同条例に定めるもののほか、行財政構造改革審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（委員の任期）

第2条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第3条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（補則）

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（招集の特例）

2 この規則の施行の日以後最初に開かれる審議会は、第4条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。